

エネルギー政策推進特別委員会記録

開催日時 平成25年9月11日(水) 10:04~11:54

開催場所 第3委員会室

出席委員 9名

猪奥 美里 委員長
宮本 次郎 副委員長
井岡 正徳 委員
阪口 保 委員
上田 悟 委員
安井 宏一 委員
高柳 忠夫 委員
和田 恵治 委員
中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 野村 地域振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

議 事

(1) 報告事項

奈良県エネルギービジョンの推進について

(2) その他

<質疑応答>

○猪奥委員長 それでは、ただいまの報告及びその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○阪口委員 質問が2点あります。先ほど説明いただきましたように、奈良県の県民だより8月号に県のエネルギー政策等が載っていきまして、県民の関心も高いので非常にいいのではないかと思います。私自身は、経済労働委員会でもエネルギー政策について発言をしてきました。今回、県も少しはおくれたかもわかりませんが、エネルギー政策の概要としては、一定の評価をいたしております。

そこで質問が2点あります。1点目は、太陽光発電の県民への補助です。上期は1,000件の募集で778件の申し込みとのことで、222件の枠が余ったと理解をいたして

おります。下期の募集は、700件ですね。ですから、上期の残りトータルすると922件という理解でいいわけですね。（発言する者あり）上期の残りは222件で、下期は700件予定されているわけですね。そこまでお願いします。

○塩見エネルギー政策課長 太陽光発電の補助の件数等についてのご質問でございます。

平成24年度につきましては、太陽光発電は補助単価10万円で1,000件と予定をしておりました。今年度につきましては、補助単価8万円で1,500件と、もともとの上期の予定が1,000件、下期の予定が500件という準備をしておったところがございます。以上でございます。

○阪口委員 わかりました。

上期の枠が余ったので、下期の受付が9月2日から9月20日までなので、もしこの枠に満たない場合、ここで抽せんをしていただいて、その後、追加で先着順に申し込みを受け付けるとか手だてが必要ではないかと。例えば、他市の例を挙げると、生駒市では補助金が10万円で募集数が300件です。きのう、聞くと、今のところ申し込みは106件だと。生駒市の場合は3月31日まで申し込みを受け付けていまして、コンスタントに申し込みが来ているという状況もありますので、年を通して考えることも必要ではないかと考えております。

○塩見エネルギー政策課長 今年度の住宅用の太陽光パネルの補助制度でございますが、上期1,000件の募集に対しまして、応募があったのが778件でございます。その後の取り下げ等もございまして、下期につきましては、残りの件数を募集しているところでございます。9月2日から9月20日までの間でございますが、780件の募集枠を設けておるところでございます。現時点で322件の応募がなされたところございまして、9月20日までにこの枠を超えましたら、当然抽せんという形で対象者を決定させていただくわけですけれども、もし枠が余ることがございましたら、期間の延長はしませんが、一旦そこで切らせていただきまして、また追加で募集をさせていただこうと今考えているところがございます。以上でございます。

○阪口委員 よろしく願いいたします。

2点目の質問は、先ほど電気自動車の普及拡大というお話をされました。電気自動車が普及をしないのは、やはり充電器が不足をしていると理解をいたしております。普及拡大の啓発活動を進めていこうと思えば、例えば奈良市は急速充電器等を設置しているわけです。県庁においても、場所等の問題もあるので、場所がなければ無理かと思っておりますけれども

も、急速充電器等を置いて県民に啓発していくという取り組みが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○塩見エネルギー政策課長 阪口委員のご質問でございます。電気自動車の普及については、充電器の普及が大事ではないかということで、奈良県庁も事業主体としてそういう取り組みをやったらどうかというご質問でございました。

まず、電気自動車でございますが、これは二酸化炭素削減といった環境問題につきましてCO₂を出さないとのことで、非常に環境に優しい自動車でございます。また、災害時などにつきましては、そのバッテリーを非常用電源として活用できるなど、災害に強い移動手段と、非常用移動電源としての役割も注目されているところでございます。

その電気自動車のガソリンスタンドとも言える充電器でございますが、民間のサイトを検索して調べたところでございますが、8月末現在で、県内には充電施設が、急速充電で7カ所、それから普通充電で46カ所ございました。充電器の普及の支援策としましては、先ほど地域振興部長から説明がございましたが、国の整備方針を受けて県が策定する充電器の整備計画に沿った設置をする場合には自己負担率が3分の1に軽減されます。本来、国の補助金が2分の1のところを3分の2にかさ上げされます。この国の経費補助が拡大されることもございますので、国が示すモデルプランをもとにしまして、県でも急速充電器の整備計画等を策定する予定でございます。

なお、県につきましては、南部地域の土木事務所で、非常用移動電源としての観点から電気自動車を3台、今年度設置する予定でございます。

また、普通充電器でございますが、これも1基、年内に整備をする予定としているところでございます。以上でございます。

○阪口委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○和田委員 二、三点、時間の進行もございますので、その点を踏まえながら20分～30分質問をさせていただきます。

まず、ことしの夏の電力需給事情、奈良県内においてはどのような状況であったのか、これをまずご説明いただきたいと思えます。

なおまた、冒頭に要請させていただきたいので、7月に関西電力管内の電力供給量、あるいは電力の需要量が出ております。これは関西電力管内ですから、奈良県以外の分も含まれております。このことに関して、7月分の資料は出していただきました。もしきょう、8月分の資料が出せるという状況であるならば、委員長にお願いしたいのですが、その資

料を理事者側に求めていただきたい、このことをあわせてお願いいたします。特に資料については、議論を進める上で、大変重要でございますので、そのことだけは先に進めていただきたいと思います。

○猪奥委員長 ただいま和田委員より資料請求のありました、関西電力管内今夏電力需給状況一覧、2013年の8月分の資料を提出してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは事務局より配付をさせます。

それでは、エネルギー政策課長、説明をしてください。

○塩見エネルギー政策課長 和田委員のご質問でございますが、この夏の電力需給はどうであったのかということでございます。

8月の関西電力管内の電力需給状況一覧を今お配りさせていただきました。現時点でのこの夏の電力需給の実績としましては、需要の最大実績ですが、8月22日のところでございます。2,816万キロワットがこの夏の最大の実績でございました。電力使用率につきましては96.6%で、関西電力管内の電力使用率が97%を超えますと、緊急の節電要請を行うこととなっていましたので、その当日は連絡体制の確認等の対応をとったところでございます。8月22日以外も電力使用率のところを見ていただきますと、8月1カ月に95%を超えたところが22日も含めまして4日間ございました。7月につきましては、この95%以上がゼロでございましたので、8月の電力需給としましては非常に厳しかったと考えております。以上でございます。

○和田委員 奈良県内の電力需給の状況としてはどのような様子であったのか、それもあわせてお聞かせください。

○塩見エネルギー政策課長 関西電力管内のこの夏の電力需給一覧表を見ていただきますと、先ほど申し上げましたが95%を超えている日が4日間ということで、非常に厳しかったと同様に、奈良県の様子はいかがかというご質問でございますが、奈良県も非常に厳しい状況だったと考えております。以上でございます。

○和田委員 脱原発推進という立場から、電力のエネルギー供給の問題を考えております。そして、それだけにとどまらず、電力の安定的供給をいかに確保するのか。そしてまた、電力の安定的供給を行うことにより、エネルギー産業をさらに9電力会社以外に裾野を広げていく、新しいこれからのエネルギー産業を促進していく、成長させていく、そういう意味合いでこの問題を考えております。

そういうことを前提としながら、関西電力管内今夏電力需給状況一覧表を見てみたいと思うのですけれど、それについて質問をいたします。

まず、一日単位の電力供給、あるいは電力使用を見れば、8月22日が一番緊迫した状況であったという紹介がありました。改めて確認しますが、最大供給力は、そのときが2,931万キロワット、そして最大需要が2,816万キロワットです。念のために、今見せていただいて申し上げますが、8月23日の2,992万キロワットが一番最高の電力供給であることを押さえておいていただきたい。電力需給関係はどうでしょうか、心配ありませんかと、このことをまず尋ねたのは、原子力発電がなくても大丈夫ですということ、この表によって確認をしたいために申し上げるのです。これは、この間一般質問でも代表質問でも繰り返し言ってきたわけですが、きょうはエネルギー政策課が新しくできて、これからしっかりと取り組んでいただかなくてはなりませんので、その確信を持っていただきたいのでその根拠を示し、どうなのですかとお尋ねをしたいと思います。

一日の最大供給力と最大需要量は非常に緊迫している。けれども、7月、8月を通じてそれぞれの原子力発電は、236万キロワットと決まっております。けれども、火力、水力、揚水、他社受電などは、それぞれ違っております。それでは、その中でこの7月から8月の間で、最大供給力が一体幾らできたのかと、その最高の電力供給こそが最大の供給の施設容量、設備の容量でございます。したがって、そのことを勘定しておきたいと思えます。そうしますと、7月分をここに持ってありますが、火力発電が7月9日に1,560万キロワットありました。そして、水力発電は8月11日に272万キロワット、それから、揚水発電が7月7日、あるいは8月18日、以降ざっと天が432万キロワットで何度も何度も出てきております。つまり、設備容量としては432万キロワットがあります。それから、他社受電、これは8月22日が最高です。717万キロワット。これだけの量が出ました。そこで、この利用量を、まず原子力発電を横に置いておいて、残りの火力発電、水力発電、揚水発電、他社受電、これを総合計いたしますと幾らになるでしょうか。これは2,941万キロワットですか、2,981万キロワットですか。すぐに誰か暗算のできる人いらっしゃいませんか。それに対して需要が、原子力発電を抜いて、最大設備能力、ここにきちんと出ておるわけで2,981万キロワット、間違っておれば訂正してください。最大需要が2,816万キロワット、これは8月22日です。ここではつきりしていることは、原子力発電がなくても最大設備能力をフル回転させるならば、このようにして率にすれば92%ぐらいに落ちつくのではないのでしょうか。いずれにいたしま

しても、これで供給力が上回っていることが証明されました。この暑い夏でも、まだ130万キロワット余裕があったということです。

先ほど、例を出しましたが、火力発電、水力発電、揚水発電などは、その日の天候とか気温などを見ながらその日の最大供給力を決めるだけのことです。したがって、関西電力の経営を考えながら、雨の日にこの2,900万キロワットも出したら、これは電気の無駄で、関西電力としては損をすることになりますから、ここは調整です。調整は関西電力の腹一つになります。ですから、この一日一日が、96%だった、大変だという新聞報道のあり方は、これはいかななものかと思えます。それには振り回されることのないようにしなければならないと思うわけです。

そこで、最大設備能力が、そのようなことで、最大需要も出ました。いかがでしょうか。改めて聞きますが、念のために確認です。関西電力管内の電力供給と電力需要は、原子力発電がなくても十分に余裕があることが確認できるのではないのでしょうか。また、そのような見方をしても差し支えないのではないか、つまり2カ月間の、一番最大の設備容量を問題にしてそういう確信を持った、報告をしている、そういう提起でございますが、私の見解に対して何か反論はあるのでしょうか。これが1つ目です。

次に、2つ目は、このように原子力発電がなくても大丈夫で、もう十分に電力も余っている。それなのに、奈良県において今、節電協議会が設置されております。この節電協議会は、無駄とは言いません。なぜならば、省エネ、節電、奈良県らしさを出す、こういう意味合いで必要なことだとは思いますが、しかし、節電協議会での電力供給、需要がどうなっているのだろうかという議論は、単純にそれだけではないとは思いますが、節電協議会で議論されている内容については若干、趣旨的に違う方向へとかじ取りをする形での協議会の議論が必要ではないかと思うわけです。こういう点についてはエネルギー政策課長では答えられないはずですので、地域振興部長から答弁をいただきたいと思えます。

今とりあえずそれで。

○塩見エネルギー政策課長 今の和田委員のご質問でございますが、原子力発電なしで電力の供給は十分ではないか、電力の需給状況は十分ではないかというご質問でございますが、それにつきましては、電気事業者は関西電力でございますので、十分だ十分ではないという判断はなかなか難しいということで、直接的なお答えはできませんが、8月の電力需給状況の一覧を見ていただきますと、先ほど委員おっしゃったとおり、8月22日の2,816万キロワットがこの8月の最大の電力使用量でございます。ピーク時の供給力の

最大でございますが、これは委員お述べのとおり8月23日の金曜日、2,992万キロワットでございます。これはもちろん、原子力の236万キロワットを含めての供給力でございます。参考までに、当日最大電力実績の横に原子力抜きの電力供給力ということに記載させていただいております。この原子力抜きの電力の供給力での最大は、8月23日の2,756万キロワットとなりますので、8月22日の8月の最大の使用量からすれば、原子力抜きでは電力は持たなかったというのが現実でございます。

それから、委員がおっしゃいました各供給源、火力発電、水力発電、揚水発電、それから他社受電等々でございます。これにつきましても、例えば揚水発電ですが、これは最大で432万キロワットとなっておりますが、これは原子力発電がありきの数字でございます。原子力発電の発電量がなかったら揚水発電はここまでも伸びることがございません。それから、他社受電につきましても、例えば関西電力管内が四国電力や中国電力など、他社から供給を受ける場合がございますが、これはもちろん四国、中国地方等の天候等もございまして、その月の最大値を単純に持ってくるわけではございません。関西電力管内で気候が非常によく、かんかん照りで電力需要が非常に伸びたときには同様に、四国、中国でもやっぱり電力需要が伸びておりますので、なかなか他社受電は融通がきかないのが現状でございます。

さらに、電力の供給の仕方ですが、これは関西電力に確認いたしましたけれども、前日の夕方に翌日の最大の供給力を決めると聞いております。翌日の天気等を勘案しまして、これぐらい供給力が必要だろうということで、例えば2,500万キロワットぐらいの使用量になるだろうという予測しておれば、プラス予備率等々を加えまして、それに見合うだけの電力を供給する準備をします。これは電力を実際に必要なものよりも供給力をどっと多く発電することはできません。そういうことをしましたら本来60ヘルツのところの電圧が上がって精密機械等々に支障を及ぼすと。実際にそういう繊維、例えばニットをつくっているところではニットの目が荒くなるとか、病院等の医療機器に影響を及ぼして壊れてしまうこともございますので、使用量に合わせた供給力を出すのが安定した質のよい電力となります。

そういうことからしまして、翌日の電力使用量を予測しながら前日の夕方にこれぐらい必要だと供給の準備をするのが関西電力の考え方でございます。

それ以上に、例えば供給をふやす準備をするのも、やはり民間企業でございますので、コスト意識が徹底しておりますので、なかなかそういう準備も難しいというのが感じたと

ころでございます。以上でございます。

○和田委員 一つは、認識がいかがなものかという点を指摘して、あと一つは、この電力エネルギーの確保の仕方ということで、このような見方がありますと申し上げたいと思います。

まず、今回あらわれた統計の実績を今示していただいておりますが、揚水発電は、初めは原子力発電を動かしたことによって原子力発電の余っている電気を活用して、夜中にため池で水をためておいたものを上へ上げる、そして翌朝、朝から落としていくことで電気の無駄をなくすために揚水発電は積極的に出されたものです。そういう意味で、余っているという限りは夜中の電力は全体的にかなり余っているのです。何も今では、原子力発電がなかったら揚水発電はできませんではない。一日の発電容量、その既に余っている分があるわけです。水力発電などは、絶えず水が落ちている限りは発電ができていでしょう。この分が余ってくるのではないかと思います。そうでしょう。そういうことで、昨年、私は委員会でデータを出しました。そのときには、原子力発電所が動いていなくても最初の1日、2日、3日、4日までのところ、367万キロワットという数字が揚水発電で出ているのです。今おっしゃったことは、去年、環境政策課がそのような話をしたのです。そのときは勉強不足だったので、あえてその問題は取り上げませんでした。怪しいからということで、信用していないから。しかし、結果を見たら、去年の7月1日、2日、3日、4日、原子力発電所がゼロの停止状態、関西電力もちろんやっていなかった。そのときに360何万キロワットが揚水発電で出ているということを知っておいてもらいたいですから、あなたのその認識は、そういうしゃべり方をしたら非常に誤解を招くことをまず指摘しておきます。

それから、最大設備容量と最大需要量、原子力発電抜き状況の状況を申し上げました。このことが、果たして原子力発電抜きで大丈夫なのかどうなのかと、これは関西電力の考え方が重要ですよという意味合いの話だった。関西電力はどう考えているでしょう、そこは関西電力の見方を聞かなければなりませんと、私流に解釈してあなたはこう言ったわけだから、あなたは関西電力の情報を、受けて流すのかと言いたい。あらわれた統計数字からどう判断するのかという力はあなた方が持って当たり前でしょう。だから、関西電力情報に振り回されることのない、みずからの見識を持った奈良県、あるいはエネルギー政策課の知恵を出して、さらにこれはきちんと評価をしていただかなければならないと思います。

だから、関西電力がどうのという話は、もうあえて、やばなことだから聞きません。関

西電力情報は関西電力の考え方、こちらの考え方はどうなのかということをしかりと持ってくださいと、これは要望としておきます。

そして、もう一つ、他社受電はかなり大きくなっております。他社受電にしても、関東以北と、関西以西では周波数が違います。50ヘルツと60ヘルツ。したがって、50ヘルツ、60ヘルツを乗り越えるために、周波数の変換所ができていますが、これは100万キロワットできることになっているわけです。もしそれが活用されるならば、まだここに100万キロワット上乘せをすることが可能です。ただし、その場合は、関東以北に余裕があればの話です。しかし、現実には変換で100万キロワットははっきりとできるわけだから。そうすれば、ここにまだふえる可能性が出てくるわけです。だから、もうむちゃくちゃに電力は余ってくる言えるようになります。ですから、そういう電力の需給が逼迫したというのは1日の話であって、新聞情報でも書き方次第でどのようにでも印象として受け取れますから、その点は注意をしていただきたいと思います。そういう意味合いで、2つ目の質問ですが、情報というものをあなた方自身、これからしっかりと取っていく必要があるのではないか。エネルギー政策課ができたからこそ、それができると思います。その辺の考え方、今、意見を申しあげましたから、この意見を踏まえてひとつ考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、節電協議会のほうはまだ答弁いただいておりませんから、よろしく頼みます。

○塩見エネルギー政策課長 和田委員から、関西電力の情報に振り回されないようにと、エネルギー政策課として知恵をつけたらどうかということでございました。ご助言でございました。エネルギー政策課といたしましても、和田委員からそういう後押しをしていただいたということで、一生懸命勉強させていただいて、データの分析等もしっかりできるように、今後頑張っていきたいと考えております。以上でございます。

○野村地域振興部長 和田委員が言われたように、節電協議会は、省エネ、節電を定着させるということで、需要を減らすことによって数字も逼迫度が減ることになると思います。したがって、民間団体とか関係者をかなり集めて、節電協議会で目標を定めたりしながら取り組みを進めております。そこは、当然関西電力も入っているわけでございます。関西電力の数字がただ出てきて、それをうのみにするというのではなく、一つ一つどういふことなのか教えてもらいながら、確認しながら取り組んでいきたいとは思っております。

ただ、先ほどエネルギー政策課長が申しあげたのは、ここに数字が出ておりますけれど

も、委員は7月、8月のそれぞれの一番大きい数字をとっておられると思うのですが、恐らくこれは、一つ一つまた聞かなければいけないと思いますが、例えば火力発電所にしても、それぞれに休ませたり、いろいろな事情があるという部分を我々が全部把握できていないところもございますので、そういうところも聞かせてもらいながら、なぜこの数字しか出せないのかとかいうことがあるのではないかと考えております。そこは事業者ではなくてわかっていない部分があるかと思いますが、そこら辺もよく聞きながら、なぜこういう数字になるとか確かめていきながら、その上でまた節電協議会でもどう節電していくかと、節電は大事なことだと思いますので、これはきっちりやっていく必要があると思いますので、そういうところでも情報提供がきっちりとできるように努めていきたいと考えております。答えになっていないかもしれません。

○和田委員 熱中症が随分と出ております。したがって、快適な生活をしなければならぬと思います。そのために必要な電気はやはり使っていかなければならないと思います。そういう意味で、必要以上の無理のある節電を求めたらぐあいが悪い。電力が余っているから使えと言うのではないが、余っているから無理な節電などは熱中症が出ているのだから、これはだめ。そういう意味で、もっと県民の健康を大切にしなければならぬと思います。だから、そういう意味でも、関西電力が流す情報、あるいはそれを受けてマスメディアが流す情報は、緊迫しているとか、もう既に原子力発電が動かなくなったら冬はどうなるかわかりませんかとか、こんなむちゃくちゃな話が出るわけだから、これはもう聞き捨てならない。我々の生活を守る意味でエネルギー政策を考えていかなければならないということで、これは指摘だけにとどめておきます。

次の質問に入ります。問題は、電力エネルギーをなぜこんなに問題にするのかです。これははっきりさせていかないといけない。それは、安定した電力エネルギーの供給と、安い電気料金、これを実現させることこそが今の我々の究極の目標でしょう。そうですね。そういうことで、次は、安い電気料金へと入りたいと思います。安い電気料金というけれども、今、関西電力の請求書を見ると、私はお金があんまりないから細かく見るわけです。そうすると、請求書の中には、再生可能エネルギー代といってきちんと盛り込まれている。そうして、我々のところにみな添加されている。では、1つ目の問題として出てくるのは、再生可能エネルギーが普及して、買電がされるとなると、そこは皆、関西電力のほうへ上乗せされて、関西電力は腹痛むことなく、ただただ上乗せしたらいいだけのことで、消費者に転嫁される。企業、あるいは県民、ここにみんなその電気代が加算されていく。そう

したら、もう電気代がこれだけ上がるのだったらもう再生可能エネルギーは要らないという話になりかねない。だから、再生可能エネルギーで頑張りますと言うのだったら、再生可能エネルギーが消費者の電気料金の値上げにならないように、どう仕組みをつくっていくのかが次に重要になってくるでしょう。

そこで、再生可能エネルギーを普及するとしても、では、もともとの基本値段が安ければ、奈良県庁でもそうでしょう、特定事業者の電気を購入しているわけで、関西電力から買ってない。そんなことを普及させていかなければいけないのではないか。どんどん関西電力に頼らない、9電力会社に頼らない仕組みを広めていく必要があるのではないか。安い電気料金をどのようにしてこれから確保していこうとするのか、まして奈良県内は、企業は少ないです。経済も、デフレ脱却と言いながら、今もたもたしております。電気料金で皆苦しんでいます。こういうことを踏まえて、やはり奈良県の産業界のことも考えて、あるいは消費者のことも考えて電気料金はきっちりと抑えていけるような仕組みを迫する必要があるのでないかと思います。その点についていかがお考えでしょうか。

○塩見エネルギー政策課長 和田委員からのご質問でございますが、安い電気をいかに安定的に供給するか、これが一番大事だと考えるけれども、県の考えはいかがかということかと思えます。

電気料金に関しましては、平成25年4月に値上げが行われました。規制分野である家庭部門では平均で9.75%、それから自由化分野で事業者、産業部門では平均で17.26%の値上げがされておりました。国の電気料金審査専門委員会でよくご議論いただいた数字とはいえ、県民生活、あるいは県内の経済活動に一定の影響があったかと認識しております。このため、県では関西電力に対しまして、より一層経営の効率化につとめ、電気料金引き下げに向けた努力を、県民に対してきめ細やかに説明をしてくださいとお願いしているところでございます。

安定供給につきましては、供給面、需要面の両面から考える必要がございます。供給の面から言えば、電気事業者である関西電力が、一義的には安定供給の義務は負っているところでございます。県といたしましても、太陽光発電の設備の設置の促進とか、それから小水力発電の導入検討の支援とか、そういう再生可能エネルギーの普及促進を図ることで、例えば緊急時のエネルギーの確保とか、それからエネルギーの安全・安心に寄与していきたいと考えております。

もう一つの需要の面からでございますが、これは消費者による電力の使用を抑制する行

動が供給者側の負担の軽減につながることから、県民に向けた節電意識の普及促進に努めているところでございまして、電気をより使わないライフスタイルへの変換を目指して、奈良の節電スタイルを現在普及啓発しているところでございます。以上でございます。

○和田委員 今の説明に、勉強の意味で私から意見を申し上げます。まず、どれから取り上げてもいいのですが、再生可能エネルギーについて。これが関西電力では、今、大飯原子力発電所は停止しているけれども、稼働していたわけで、万が一これがとまったとするならば、たちどころに、電力は大変なことになるおそれがある。そうならないように、奈良県エネルギービジョンでも言っているように、地産地消型の安定した電力確保のために再生可能エネルギーを奈良県内で育てていこうということはわかります。しかし、安い電力料金をというならば、最初にこの質問をするときに言ったでしょう。再生可能エネルギーの電力料金は上乘せされる。消費者にしてみれば、これたまったものではない。売電した人は、なるほど、もうかるか知らない。でも、その部分は消費者がみんなかぶることになっている。この仕組みを変えなくてはいかんでしょう、これが1つ目。

2つ目、関西電力は、消費者の皆さんに節電をまずやってください、と言うけれども、節電すればするほど関西電力自身の経営が圧迫されることは間違いない。そうでしょう。そして、県庁をはじめあちこちの大きな事業者は、自家発電なり、特定電力事業者から買い取ることになると、ますます供給が、つまり、電気の売上げ金額が下がってくる。経営が圧迫されるから、その分また上乘せする。上乘せすることは統括原価方式ということで認められている。ということで、需要面で電力を使わないようにと、関西電力が言っていると紹介をしたけれども、なぜそんなところをしっかりと見ないの。経営を圧迫するから赤字ですとって値上げするわけで。そのことも考えて、自由市場原理を導入した電気供給の事業者の競争を促す必要があるのではないか。そして、しかも17.26%も産業の電気料金の値上げをしたと。コストがむちゃくちゃになっているわけです。これはやはり助けてやらないといかん。消費者にしても、9.6%の値上げ。こんなひどいことがあっていいのですか。県民の生活を守る立場から、そして、安定した電気供給を確保する立場から、ぜひともメスを入れてもらわなければいけないと思います。これはやはり地域振興部長が先頭に立って、しっかりとそれにメスを入れられるように頑張ってもらわなければいけない。そのためのシンクタンクとして、エネルギー政策課長をはじめ関係の行政職員の皆さんに頑張ってもらわないといけないと思うわけです。今、こういう形で反論をいたしました。地域振興部長、真剣に聞いてもらっているので、ひとつ答弁ください。

○野村地域振興部長 先ほどエネルギー政策課長からも申し上げたところがありますが、今回の大幅な値上げが県民生活、事業者に大きな影響を与えていることは私どもも認識しておりますし、それを関西電力にはきちんと説明責任を果たして、なるべくそれを抑えてもらいたいということはもちろん言うております。

少し申し上げましたが、その部分につきまして、では、どれだけ上がってしまうのかにつきましては、国でしっかり専門家も入れて、相当議論をやって、各電力会社が出した費用を査定したという話も出ていたかと思えます。そういう真剣な議論の上で結果的に大幅に値上げという形になったのだと思えます。そういう意味では、和田委員の言われる、電力会社に対するチェックは、そこは専門委員会の中できっちりやられた上で、今回このような大幅な値上げ、数字としては大きいですが、こういう値上げになったのかと思ひまして、その場できちんと議論はなされていると思っております。

○塩見エネルギー政策課長 委員お述べの再生可能エネルギーの普及が、我々消費者の電力使用料金に上乗せになってくるところにいかにもメスを入れるのか、どう考えるのかというところでございました。

現在、国におきまして、電力の安定供給、そして、電気料金の抑制、事業化の選択肢とか、それから事業者の事業機会の拡大の3つを目的としました電力システムの改革に取り組まれているところでございます。この国の改革案でございますが、1つ目は、地域を越えた広域系統の運用の拡大により安定供給を図る。それから、2つ目で小売と発電の全面自由化をする。3つ目は、発送電分離により競争原理を働かせると、こういうことを踏まえまして、料金の抑制を図れる仕組みを段階的に構築しようとしているところでございます。

今後は、この国の取組を注意深く見守りまして、安定的でしかも安価な電力が供給できるシステムになることを願っております。以上でございます。

○和田委員 委員の皆さん、長時間いただいて、ご協力ありがとうございました。心から感謝いたします。

エネルギー政策課は今始まったばかりです。しかし、これは本当に産業、消費者の暮らし、そういう問題に直結することです。政治問題からいえば、私の立場は脱原発に絡んでくる問題でもあるわけだけども、始まったばかりですので、これからしっかりとエネルギービジョンを具体化させていただくことを強く期待し、要望して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○高柳委員　ここは特別委員会ということで、２年間で一つの成果を出していかないといけないと思っていますし、理事者と一緒に共通課題を設定しながら、やれる回数も限られている中でまた結論を出していかないといけないと思っています。

急にというか、３・１１を踏まえて、やはり各県がエネルギービジョンをつくってきている流れもありますし、奈良県は奈良県の特徴で、私から見たらこのセッティングの仕方は急過ぎて、まだまだこなれていない中身としてエネルギービジョンを出した。そして、３年間という期限でやっていく中で、やはりビジョンというかぎりは長期的なきちんとした仕事もやりたいだろうと、３年ごとで区切るような細切れで仕事するというのも、議会もおもしろくないし、理事者もおもしろくないだろうなと思います。だから、そういう意味では次のエネルギービジョンをつくるときは、３年間やった中で長期的にどんな課題を抑えてしないといけないのか、短期的にしないといけないことは、例えば１０年計画の中でも短期で、中間的にきっちり押さえていくということで、まとめていけばいいという立て方を今まで、県はいろいろなビジョンでできてきています。エネルギービジョンに限って３年の区切りでやっていくのはなじまないだろうと思っています。そういう意味では、３年ということはまだ１年たっています。次には今から準備して、エネルギービジョンを出した中身のどこで、実績なりやったことの総括をしていくのかと組み立てをしながら、もう次のビジョンの準備に入らないとだめです。そういうことから言うと、ポイントを２点ぐらいにさせてもらうのは、住民が参加できる項目、情報公開の分野の論議の項がほとんどエネルギービジョンの概要の中では出されていないのです。普通は、全国で用意ドンで、エネルギーの問題は、今、和田委員がおっしゃったように、住民が地産地消のエネルギーをつくるにしても、再生可能エネルギーの問題にしても言うならば、住民が参加しないといけない。参加しないといけないということは、県が持っている情報をあまねくきちんと出していく。それをマネジメントすることがすごく大事です。住民に参加してもらうためには、単独で、補助金が出るこんな政策がありますという話で補助金を乱発するのが、再生可能エネルギーに参加してもらう一つの方法かもしれないけれども、例えば小水力発電のことで見ていくならば、地域の共同体が小水力発電をしようとしたときに、地域をまとめる力とか、地域が参加すると組み立てたときに、行政にとっても、地域にとってもすごくエネルギーが必要です。今回見たら、小水力発電は１．５倍というから、響きはすごくいい伸び率になっています。けれども、数値を見れば、少しです。そういうことも含めて、再生可能エネルギーの問題の焦点は、やはり地域力を高めることで、情報公開で住民

の参加を促すような仕組みが必要になってくるだろうという大きな視点を、今回のエネルギービジョンの中で一番上段でそのところをうたわないといけなかったのと違うかと思っています。それが最初の質問です。今度の準備に入るとき大きな視点としてそれを考えてもらっているのだろうということと、あともう一つは、今言いましたように、小水力発電のことも含めて、この資料をもらいました。いろいろな太陽光パネルでは3倍の電力で、小水力発電では1.5倍という論議の過程を共有したいと思って資料請求をしました。それで、奈良県が持っている潜在的な再生可能エネルギー導入ポテンシャルは環境省が言っている中身でも結構あるのです。近畿で一番多く使える可能性があると言われているのを、またまた環境省とかどこかのコンサルタントが持ってきた資料を使って、第2回目のエネルギービジョンをつくるのではなしに、第1回目のときにつくろうとして悩んだ、自分達がこんなことをしたかったということを実際に動いて、奈良県の例えば小水力発電のポテンシャルがどこまであるのかというのをもう今から始めないと、またどこかの資料を使うとか、この人が専門家ですという人の話をかりてきてすることになったらいけないと思うので、もう2回目の再生可能エネルギーの組み立て方は、どういうことを今しようとしているのかについて、以上2点お願いします。

○塩見エネルギー政策課長 高柳委員のご質問、2点ございました。1つ目は、地域力を高める視点が必要で、そのためには情報公開とか、それから住民参加のシステムが大事ではないかというのが1点でございます。それから、2つ目につきましては、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルのことでございます。そして、2回目の、エネルギービジョンの組み立て方もあわせてということでございます。

1つ目の情報公開とか、それから住民参加が大事だということでございますが、県のエネルギー施策とかエネルギー事業の現状とかは適宜情報発信しているところでございます。これは先ほど地域振興部長が申し上げたとおりでございます。さまざまな広報媒体、例えば県民日より奈良とか、奈良テレビの広報番組、新聞の広報等々を含めまして、県の現在のエネルギー施策についての進捗等々を情報発信しているところでございます。

それから、住民参加が大事だということでございます。これにつきましては、ことし8月23日に設立いたしました奈良県エネルギービジョン推進協議会、これはエネルギービジョン作成の段階では奈良県エネルギー利活用研究会ということで、この場で奈良県のエネルギービジョンをつくったということでございまして、つくった後の進捗等々につきましては、衣がえをしまして、8月23日にエネルギービジョン推進協議会を立ち上げまし

た。ここには、有識者、それから先進的な団体、吉野町とか、奈良市とかも入っています。それから、民間の団体、例えば吉野町の小水力利用推進協議会、あとサークルおてんとさんという民間団体もごさいます。こういう団体の方も参加いただきまして、今のエネルギー政策の推進をどうしていくかと、どのようにやっていこう、あるいは先進地の事例紹介等もしていただいています。さらには、次のエネルギービジョンの参考になるような提言等もここでいただこうと考えているところをごさいまして、住民参加という視点も非常に大事でございまして、そういう協議会も立ち上げたところをごさいます。

それから、ポテンシャルの件でございまして、県ではエネルギービジョンを策定する際に、高柳委員がおっしゃったとおり、環境省とか経済産業省から公表されております導入ポテンシャルの都道府県別のデータを活用いたしました。このエネルギービジョンにおいて、再生可能エネルギーの導入目標の設定とか、それから導入ポテンシャルを他府県との比較もできるということで、本県の特徴とか、それから課題などを分析する基礎資料として活用したところをごさいます。

委員お述べの市町村別の導入ポテンシャル調査もごさいました。これにつきましては、実際に再生可能エネルギーの導入に際してポテンシャル調査を実施する予算を今年度準備しております。例えば、小水力発電をしたいという、地元の盛り上がりは何カ所か出てきておりますので、その際には小水力発電のポテンシャルを調査する補助を県として準備しまして、公募したところ、現在6件の申請があったところをごさいます。

今回のビジョンですが、今回の第1回目のビジョンが平成25年から平成27年の3年となっております。次は平成28年からで、前回の本会議では知事が、次も3年かとおっしゃっていましたが、平成25年から平成27年の現ビジョンでの進捗状況を考えながら次のビジョンの組み立てを今後考えていきたいと考えております。以上でございます。

○高柳委員 このビジョンをつくったときに、住民がどこに参加しているのかということで問題提起をさせていただいたと思っています。ビジョンという名前がつくときは、やはり関係者だけでつくるのは既得権者の集まりになると思うので、行政に携わっている人間から見たら当然のことですが、すぐさまつukらないといけないということだったかどうか分からない話で、行政マンと関係者だけでエネルギービジョンをつくったとそう見ています。今のところでは、エネルギービジョン推進協議会の中に地域の団体、サークルおてんとさんも含めて入っているという、それはそれで、表のきれいな舞台で回すという、政策に関してはいろいろな知恵をかしていただきます。そういう組織ですとはおっしゃったけ

れども、本当に次のエネルギービジョンをつくるときの中心舞台になるのかどうか、いいところどりだけ市民団体を使って、また本体をつくるときには関係者だけを集めて、今回のつくり方は最悪だと思っています。エネルギーの論議をするときに、再生可能エネルギーの枠どりを決めるときに、住民を入れなかったことは非常に残念。そのことをどう今度は切り返すかも含めて、十分考えていってほしいというのが1点です。

もう一つは、ポテンシャルのところ、関係者とか農林部関係の資料を使うことは比較ができると言っていました。そういう意味では、比較してほしいとこの間、ずっと関係者には言ってきたのですが、再生可能エネルギーの国の調査と、そのことに関連して各都道府県がこの二、三年、3・11以降の流れでもいいので、どういう予算措置をしてきているのかを、比べて、そのデータを見る力というか、一緒にそれを見ながら、奈良県も次の平成26年度の予算案をつくるときのベースにできたらいいと思います。例えば、近畿の中では小水力発電のポテンシャルが一番高いと言われています。それなら、同じような県、中部地方でいえば長野県とか岐阜県とか、いろいろなポテンシャルの高いところがあると思うけれども、そこと比べたらどんな力の入れようなのか。そこでの住民参加のレベルはどうなのかというのを、次の段階で一緒に論議できたらいいのと違うかと思っています。

きょうはこれぐらいにしておきます。以上です。

○猪奥委員長 答弁はいいですか。

○高柳委員 いいです。

○宮本副委員長 若干質問させていただきたいと思います。

このほど、東京オリンピックの誘致が決まったということで、私もスポーツファンの一人としてオリンピック憲章でうたわれている平和と友好を実現するために頑張らないといけないと思っている一人です。ただ、あの最終レセプションの際に、安倍首相が述べた、原子力発電は完全にコントロールされているとか、それから、放射能汚染水は完全にブロックされているという何の根拠もない発言については、世界から不安の声が上がっていますし、また、東京で開催することについて言いますと、東日本大震災からの復興に協力したいという世界の思いと、しかし、原子力発電事故をどう収束させるのかという不安とか入りまじった中でのオリンピックになるということで言いますと、これから7年の間に日本が本当に原子力発電と決別をして、そして、これを世界の教訓にしていくようなかじ取りこそ求められているという認識を持ったところでございます。それはさておき、質問に

入らせていただきたいと思います。1点目は、県職員による再生可能エネルギーの先進地調査などの取組についてお聞きしたいのです。エネルギー政策課が発足をして5カ月がたちました。これまでさまざまな調査活動や研究などをされているように思います。私も一昨年、高知県の構原町に、文教くらし委員会で行かせていただきましたし、また日本共産党の県議団としましても、高知県のエネルギー政策ですとか長野県のエネルギー政策、また長野県飯田市の取組など現地調査をしました。やはり先進地に足を運んで見聞することは非常に有効だと感じているところですので、この際、この5カ月の間、どのように取り組まれてきたのかとあわせて、このような先進地視察、あるいは調査活動の予算を取っておられるのかどうか。取っておられないのであれば、計画的に確保していただきたいと思いますので、その点お聞かせいただければと思います。

2点目は、小水力発電が先ほど来話題になっていますが、これを本格的に普及促進させていく、あるいは既に設置した小水力発電を維持、管理していく課題についてお聞きしたいことがあります。

現在、下北山村が村営で運営している小水力発電があります。最大出力98キロワットで、年間発電量が60万キロワットで、およそ170世帯の消費量に当たるとのことです。現地の担当者にお聞きしますと、村営スポーツ公園の電力に使用して、ここのバンガローですとか宿泊研修施設やテニス場、温泉施設などの電気を賄うと。そのほか、余った3割を関西電力に売電をしているそうです。ところが、この小水力発電所は、20年前に建設されたことから、現在の買い取り制度の対象にはならないということで、電力を売っているものの、1キロワット当たり11円という価格での売電となっているということです。今後大幅な施設更新を行えば新しいものとみなされて新しい買い取り制度の価格にのるとのことです。そうなると、およそ現在の売電価格の倍の金額になると言われています。ただ、下北山村の財力ではこれを新設するとか、あるいは大規模改修することは難しいので現在のまま置いておこうということです。ただ、新たに設置したいと思っても、水利権の獲得の問題ですとか、あるいは河川の使用許可に関して国の法律の縛りなどがあるので、おのずとこれ以上設置することには限界が生じるだろうということだと思いますと、これからこのような小水力発電をどう維持管理していくのか、そして、より有効な買い取り制度にのせていくのかという課題、さらに、新しく設置する場合にいろいろな縛りがありますので、国や県全体でそこを考えていかなければならないのではないかという問題提起をいただきましたので、この際、県としてこういう問題にどう対応されようとしているか、お考えを

お聞きしておきたいと思います。以上です。

○塩見エネルギー政策課長 官本副委員長からのご質問、1点目でございます。県職員による再生可能エネルギーの先進地視察の件でございます。先進地に足を運ぶことは非常に有効だということで、この5カ月間の取組と、それから今年度の先進地視察の予算状況をとのことでございました。

今年度の予算におきましては、エネルギービジョン推進事業等々、複数の事業の中でトータルで54万6,000円の先進地視察経費を計上しております。その視察経費を活用いたしまして、平成25年8月には岐阜県郡上市の小水力発電の取組の視察をしてまいりました。また、同じく8月でございますが、太陽光発電及び風力発電、また、あるいは地熱発電の取組につきまして、熊本県を視察したところでございます。その視察先で、宮崎県等々、他府県の職員とも意見交換をして新しい取組等々を研究してきたところでございます。今後も引き続き再生可能エネルギーの普及促進をはじめとするエネルギービジョンの推進のために、他府県視察の費用等を活用しながら来年度の予算要求に向けて取り組んでいきたいと思っております。

それから、2つ目の下北山村村営の小水力発電の件でございます。この小水力発電で、今の売電価格が非常に安いと、副委員長がおっしゃいましたとおり、1キロワットアワー当たり11円です。これを平成24年7月からのFIT制度、固定価格買い取り制度では25円になるのですが、そちらへ転換できないかというご質問かと思えます。

下北山村村営の小水力発電につきましては、副委員長がおっしゃいましたとおり、平成5年7月22日から関西電力と需給契約を締結しまして、平成15年4月1日に、RPS法という、新エネルギー利用特別措置法と、この法律に基づく覚書を締結いたしまして、余剰電力を1キロワットアワー当たり約11円で関西電力に売電されていると聞いております。

昨年7月の再生可能エネルギー固定価格買い取り制度の導入の際には、関西電力から下北山村役場に、既存の発電設備の固定価格買い取り制度における設備認定手続について説明に行かれたと聞いております。主な内容としましては、買い取り期間は新設の場合は20年間でございますが、既存設備の場合も、20年から既に運転した期間を差し引いた期間が買い取りに変換できると説明されました。ですので、下北山村村営の小水力発電につきましては、稼働期間が平成5年7月22日からとなりますので、20年からその稼働期間を引きますと、買い取り期間が残り1年間しかなかったということで、当時、村の発電

機器が故障していたこともございまして、下北山村は断念されたと聞いております。以上でございます。

○宮本副委員長 ありがとうございます。

質問は、要はそういう事態に陥る既存の小水力発電所があるということです。これから設置する場合にいろいろ縛りもあると総合的に勘案して、国や県全体でよりスムーズに小水力発電が、例えば市町村や民間団体が設置できるようにするべきではないかという問題提起をさせていただいたので、その辺のお考えをお聞かせいただきたいかったです。何かお考えがあったらお聞かせいただきたいと思っています。といいますのも、高知県や長野県に行って、県の担当者と意見交換しました。共通して述べられたのは、これまでの国の電力政策がいかに大資本によってゆがめられてきたか、大手の電力会社によって決められてきたか、これが共通する意見です。これからの電力政策は、地方分散型、そして小規模、こういったところで個々人の家庭が自分のところの電力を自分のところで賄う、太陽光発電ですか小水力発電とか、生ごみを堆肥化するとか、いろいろあわせまして、そういう人間の生活全体の見直し、そして電力供給も子会社化していく、小さい企業でも取り組めるようにする。あるいは市町村、人口の少ない規模の村でもできるようにしていく。このために県政が心を砕くことが大事だということに非常に感銘を受けたわけです。下北山村の小水力発電が直面してる問題はあくまでも一例です。これを一つの材料にしても、そういう観点に立っていただいてぜひ今後のビジョンを考えていただきたいので、その辺の考えはどうですかということで、地域振興部長から決意も込めて見解を、原稿なしでお述べいただきたいと思います。

○野村地域振興部長 原稿はございませんが、今、宮本副委員長が言われましたように、奈良県のエネルギービジョン推進の取組全体が再生可能エネルギーをどんどんふやすという取組になっております。本年度は初年度ですので、具体の事業はまだまだ不十分でもあろうと思います。これを、先ほど高柳委員からも、また、今、副委員長も言われましたが、先進地など、いろいろな県のいろいろないい取組があるようであれば、それを奈良県でできないかという観点で拾い上げてやっていきたいと思っておりますし、実際、吉野町の小水力利用推進協議会があったと思っております。今後の小水力発電の維持補修とかも含めても、地域で盛り上がっていくことが大事だと思います。このような動きが、例えば東吉野村にも広がっているという話も聞いております。ただ、そういうところにあっても、休日ですけれど、うちの職員が東吉野村に行ったりとか、そういう取組を実際にやっているところで

ございまして、県も一緒に入って課題解決に心を砕いていく姿勢でやっていきたいと思えますし、また、いろいろな事業につきましても、いろいろな関係者、あるいはほかの県、事業者、いろいろな方々のアイデアとか、そういうものをいただきながら積極的に施策に盛り込んでいきたいと、再生可能エネルギーの普及拡大、そのエネルギーの地産地消に少しでも貢献していきたいと、自給率を高めていきたいと考えております。

○宮本副委員長 ありがとうございます。

最後に意見だけ申し上げます。繰り返しになりますが、東日本大震災から2年半の事態を受けて、日本社会全体が長年続けてきたエネルギー政策の一番根っこの部分に気づいたのだと思うのです。そういったことがこの前の参議院議員選挙でも大きく問われて、脱原発を主張する方が当選する、予想を覆して当選するということが起こったりもしたわけですから、県がエネルギー政策を考える際に、これまでの大資本中心のゆがめられた電力政策の反省に立って、こういったものとしっかり戦って、分散型のエネルギー政策を考えるべきだという私個人の主張を申し上げて終わりたいと思います。以上です。

○井岡委員 通告しておりませんので、また次の宿題として言いたいと思います。多分わからないと思いますのでまた次で結構ですが、太陽光発電ですけれども、例えば、今自治会が所有されているという太陽光パネルとか、自治体が地縁団体か財産区であるのか、普通の自治会であれば固定資産税も賦課される。それともう一つ、今度、近鉄が設置されるメガソーラーとか、これの固定資産の償却資産はどのようになっているのか、償却資産は、企業のかなり負担になるのだろうけれども、そういう課税は、市町村で、どのようにされておられるのかを、多分きょうは税務担当者がおられないので、また今度お答え願いたいと思います。

それから、固定資産税に関しましても、農林部がおられますので、山林の部分とか農地の部分においても、転用されると固定資産税が上がるわけです。当然、山林の場合は転用は要らないけれども、結構評価が上がってくるのか、その辺固定資産税もどの程度上がるのか、それによって大分収益バランスが狂ってきます。それと、今度またお答えいただきたいのは、農地の分で、耕作放棄地がこれだけ余っていますけれども、日影の作物をつくっていながら上に太陽光パネルを設置すると、農地転用しなくてもそのまま農地のままで、固定資産税は農地のままだったら1反二、三千円かで安いですね。それで、日影の作物を耕作してその上で太陽光パネルをつくったら、農地のままで太陽光パネルをつけられるという事例が三重県であるらしいのですけれども、その辺も詳しくわかればお願いしたいと

思っております。恐らく農地法の改正が、なかなか進まないと思いますし、農地転用をしなければ太陽光パネル設置できない現状で一度に固定資産税が上がるから平野部などでの、耕作放棄地では太陽光発電は進まないと思いますので、その辺をまた、次でよろしいので調べておいてください。以上です。

○猪奥委員長 では、次回、ご回答をお願いいたします。

ほかにもうありませんね。

（「ごさいません」と呼ぶ者あり）

なければ、これをもちまして質疑は終わります。

それでは、理事者の方々はご退室願います。ありがとうございます。

委員の方は少しお残りください。

（理事者退席）

それでは、本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思います。委員間討議につきましては、当委員会の所管事項でありますエネルギー政策の推進について、今後特に議論を深めるべき課題や論点についてご協議いただきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

お手元に、8月5日に実施いたしました県内調査の結果をお配りしております。結果の詳細については資料をごらんください。

この報告も含めまして、今後、当委員会で取り組むべき方向や議論を深めるべき課題や論点等についてご意見をいただきたいと思いますが、何かご発言ありますか。

○上田委員 先ほど来ずっと委員の質問なり答弁を聞かせてもらっていて、地域振興部エネルギー政策課だけでこの委員会をしているような雰囲気です。これでもつのかと。この特別委員会を立ち上げて、エネルギー政策推進という意味で、オール県庁でもっと多岐にわたるつながりの部分が、委員会に出席していただかなければならない部も往々にしてあるのではないかという思いを、この2回の委員会を見て感じました。

先ほど井岡委員が予告質問のようなことをしましたけれども、できたら、例えば税務関係、次回出席してもらって答弁してもらおうということも、委員会の運営上考えないといけないのではないかと。塩見エネルギー政策課長一人で、はっきり言ってこの委員会はもちません、2年間。そういう思いをちょっと持ちましたので、例えば事前通告ではないけれども、こんな質問もあると、地域振興部だけの話と違くと、産業・雇用振興部も出てきてと、経済労働にかかわる部分も出てきてというようなことを委員会開会前に前もって出してお

いたほうがいいのではないかと思います。そんなことを感じました。まして、このビジョンの推進とかいう大きな話、高柳委員がああ切り口で言ったときに、きょうだけでは答弁できない。

○高柳委員 教育の話も出てくるし、みんな出てくる。だけど、それを準備しておかないといけないものね。

○上田委員 だから事前に、委員会開会までに、こういう切り口で次議論しようというのをもし出せるならば、委員会開会に向けての準備を、ほかの理事者側の出席要請も含めてしておかなければいけないのと違うかなと感じました。

○高柳委員 すすめるところで、やはり国の持っている課題が多くて、そのことはそのことでまた項を起こして、ここの見方を整理したらいいと思うのです。毎回同じネタでやるのもいいのだけれど、切り方を変えながらやっていって、私達がビジョンをつくるときのイメージを出すというか、次々に問題提起していかなかったら、2年間で回数限られているわけだから。それで結論を出さないといけないという話の中からいったときに、ビジョンに反映させるのはどこまでかという話になります。だから、そこはそこで、自分のことは展開するけれども、ビジョンの中身をどう深めていくかみたいな論議を一つ一つ起こしていくことも必要と違うかと。大事だと思ったらどんどん言ってくれたらいいと、そう思ったりしている。本当に落としどころは難しい。

○和田委員 一つははっきりしていることは、事前通告できるという場合には、積極的にここに参加していただく理事者側以外の分について答えてもらわなければならないということがはっきりしておったら、関連して参加をしてもらえばいい。そして、答弁をいただくと。だから、上田委員のおっしゃったやり方は、少なくともこの委員会では必要であると思いました。

○猪奥委員長 必要な理事者の出席なんかに……。

○上田委員 ルールとして、正副委員長会議を改選後開催しました。あそこでの取り決めがベースで各委員会を運営するわけだから、そこを逸脱するような部分があれば、ちょっとこれまた諮り直ししながら、できるだけ議論が深められるように工夫しましょう。

○猪奥委員長 そうですね。相談させてください。

○井岡委員 だから、ほかでも特別委員会をやっていますので、担当課が重なるケースがありますね。そういうことから、事前通告だけで課長を呼んでしまうと、運営上困るところがあって、僕も今、次回のことがあってそれを言っておいたから、それをまた調整でき

と思うけれども、その辺は直前に言って課長を呼ぶというのはだめだと思うので、できれば分野を変えて、同じようなことを言っていないで、もうちょっと違った切り口で、現実的なところを今質問させてもらったけれども、これ確かに農地の事例なんかはおもしろいと思います。実際にうちも相談に行って当たっている話だから。そういうのをもっと掘り下げていって、奈良県で何がいいのかを、何が規制がかかったのかという、結構規制がかかっています。

○猪奥委員長 そうですね。できないと言っても、なぜできないのか。

○井岡委員 例えば、その作物を何年間かずっと植えていて、上に太陽光パネルをつくるのだったら農地転用にならない。だけど、今、米つくっていて、そこに、いや、花をつくと、で太陽光パネルをつくると言ったらそれはアウトですか。

○古市事務局次長 次回、関係部局の理事者を呼ぶという場合は、例えば12月議会の直前に、ある議員がこういうことを質問したいからといって呼ぶのは難しいと思います。だから、事前に、きょうの委員会で次はこういうことをテーマにして上げようということで協議ということがあれば呼ぶという、ある程度というかかなり期間を持っていただかないと、日程調整もありますし。

○高柳委員 だから、議会運営委員会ぐらいまでにはできるようにしておかないと、特別委員会だけで……。

○安井委員 委員会の直前はいけない。

○高柳委員 直前はわかるよ。わかるけれども、もう少し前ぐらいで。

○安井委員 きょうも委員会を同時に開催してるやろ、他の委員会と。

○上田委員 その委員会運営の申し合わせをもう一度よく見ましょう。そのルールをパスして、この委員会だけで何か特別なやり方をしているということになったらいけないので。そこら辺、事務局、精査してください。

○猪奥委員長 お疲れさまでした。

本日は以上で終わります。ありがとうございました。